

## わんぱくルーム重要事項説明書

### 1. 事業所の目的及び運営の方針

#### (1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	わんぱくルーム
事業者の所在地	藤枝市天王町 3 丁目 9-21
事業者の連絡先	電話・FAX:054-625-7426 携帯:080-4546-2034
代表者氏名	三谷 美千保

#### (2) 事業所の概要

種別	小規模保育C型				
名称	わんぱくルーム				
所在地	藤枝市天王町 3 丁目 9-21				
連絡先	(電話番号)080-4546-2034 (FAX番号)054-625-7426				
施設長氏名	三谷 和彦				
開設年月日	H28 年 4 月 1 日				
利用定員	(3号)	0歳児	1歳児	2歳児	合計
		3人	3人	3人	9人

#### (3) 施設の概要

敷地	敷地全体	284.70 m <sup>2</sup>
	園庭	34.12 m <sup>2</sup>
園舎	構造	木造
	延べ	145.32 m <sup>2</sup> (1階 97.92 m <sup>2</sup> 、2階 47.40 m <sup>2</sup> )

保育室(メイン)32.64 m<sup>2</sup>、保育室(和室)16.2 m<sup>2</sup>

#### (4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室	2室	メイン:32.64 m <sup>2</sup> 、和室:16.2 m <sup>2</sup>

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・転写等、禁止です。

## (5) 保育理念・方針・目標

### 保育理念

笑顔にあふれる園へ

そのままが良いんだよ！子どもが主役となる保育を

### 保育方針

#### 1. 知育玩具

- ・生きる力、学ぶ力を育てます。
- ・子どもの為の「遊ぶ教科書」です。
- ・発達段階に沿って、次の成長を見越して用意し、導く事で、子どもの才能は目覚め、そして、伸びていきます。

#### 2. 絵本

- ・良き絵本との出会いは「豊かな心」を育みます。
- ・乳幼児期に絵本を通して感じた「温かいぬくもり」の記憶は一生の宝物になり、やがて「思いやりの心」「心豊かな人」を育み、想像力を手に入れます。

#### 3. 育児担当

- ・子どもたちが「自分は大切にされている」と思える雰囲気の中で生活してく事を大切にします。
- ・一人ひとりの心の基地となり、無条件に愛される経験を重ねることで、自己肯定感を高めます。

### 保育目標

- ・自分で気づき、考える子ども
- ・豊かな感性を持つ子ども
- ・自分の事が好きな子ども

## (6) 職員体制 (2024年4月1日現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1人	1人	0人	家庭的保育補助者兼任
家庭的保育者	3人	3人	0人	
家庭的保育補助者	4人	3人	1人	施設長含む
調理員	1人	0人	1人	家庭的保育補助者・認定修了した者

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・転写等、禁止です。

内科医(嘱託医)	0人	0人	0人	年2回健診
歯科医(嘱託医)	0人	0人	0人	年1回健診

### (7) 利用定員ごとの特定地域型保育の提供する曜日等

#### 【3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分(11時間)	
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分(8時間)	
延長保育	保育標準時間	該当なし 該当なし	
	保育短時間	朝:午前7時00分～8時30分 夕:午後4時30分～7時00分	
開所時間	月～金曜日	午前8時00分～午後5時00分	
	土曜日	午前8時00分～午後5時00分	
休業日	日曜日・祝日		
	年末年始(12月29日～1月3日)		

### (8) 利用料等

利用者負担(月額保育料)	利用子どもの保護者が居住する市町村が定める利用者負担(保育料)		
上乗せ徴収	該当なし		
実費徴収	該当なし		
延長保育料	保育標準時間	該当なし	
		該当なし	
	保育短時間	午前8時30分よりも前に登園	各100円
		午後4時30分以降の降園	

### (9) 支払方法

<p>月額保育料は、毎月27日までに園が指定する口座に振り込むこと。</p> <p>延長保育料については、月額保育料と一緒に引落とし、もしくは、当日、現金払いとする。</p>
---

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・転写等、禁止です。

### (10) 提供する特定地域型保育の内容

8時00分	順次登園
9時20分	音の時間・絵本
9時30分	主活動(戸外遊び、室内遊び、園庭遊び)
11時00分	昼食
12時30分	午睡
14時30分	おやつ
15時30分	自由遊び(好きな遊びをしながら保護者の方のお迎えを待つ)
17時00分	閉園

### (11) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園
5月	内科健診(1回目)
6月	茅の輪くぐり
7月	
8月	
9月	親子遠足
10月	内科健診(2回目)
11月	歯科検診
12月	
1月	
2月	
3月	

### (12) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

#### 【3号認定子ども(保育認定)】

利用者の内定	市の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。)

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・転写等、禁止です。

	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者から退園の申出があったとき</li><li>・利用継続が不可能であると市が認めたとき</li><li>・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li></ul>
利用に当たっての 留意事項	

### (13) 嘱託医(内科)

医療機関の名称	三倉医院
医院長名	三倉 一彦
所在地	藤枝市五十海 4-14-21
電話番号	054-644-1235

### (14) 嘱託医(歯科)

医療機関の名称	陽だまり佐野歯科
医院長名	佐野 陽彦
所在地	藤枝市八幡 70-1
電話番号	054-646-4500

### (15) 嘱託医(整形外科)

医療機関の名称	秋山医院
医院長名	秋山 敬
所在地	藤枝市本町 3-2-24
電話番号	054-641-6175

### (16) 連携施設①

施設の名称	前島保育園
代表者名	藤枝市長 北村 正平
所在地	藤枝市前島 3-16-31
電話番号	054-635-9379
連携協力の概要	代替保育の提供

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・転写等、禁止です。

### (17) 連携施設②

施設の名称	学校法人葉梨学園 葉梨こども園
園長名	篠宮 けい子
所在地	藤枝市 下之郷 1713 番地の 6
電話番号	054-638-0238
連携協力の概要	可能な範囲で、施設又は屋外遊戯場の開放 可能な範囲で、集団保育の体験機会の提供 卒園後の受け皿の設定

### (18) 連携施設③

施設の名称	認定こども園 藤枝橘幼稚園
園長名	山田 裕子
所在地	藤枝市 北方 1130-13
電話番号	054-638-0753
連携協力の概要	可能な範囲で、施設又は屋外遊戯場の開放 可能な範囲で、集団保育の体験機会の提供 卒園後の受け皿の設定

### (19) 緊急時における対応方法

当園の職員においては、保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等必要な措置を講ずる。

### 【管轄する消防署】

消防署名	志太消防本部 藤枝消防署
所在地	藤枝市稲川 200-1 消防本部庁舎 3F
電話番号	054-641-1878

### 【管轄する警察署】

警察署名	本町交番
所在地	藤枝市本町 3-2-22

本資料の全て又は一部をいかなる手段においても複製・転載・流用・転写等、禁止です。

電話番号	054-643-7616
------	--------------

## (20) 非常災害対策

登園は非常災害に関する具体的な計画を立て、防災管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。	
防火管理者	三谷 美千保
避難訓練	毎月 1 回
避難場所と所在地	藤枝東高校 〒426-0019 藤枝市天王町 1 丁目 7 番 1 号 電話:054-641-1680 FAX:054-644-0923
緊急時の連絡手段	緊急メールにて
園舎の防火設備、消防設備等	消火器、簡易消火具(スプレー式)

## (21) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	三谷 和彦(施設長)	
相談・苦情解決責任者	三谷 美千保(代表)	
第三者委員	松永 章夫(まつなが あきお)	あいおいニッセイ同和損保代理店

### ★第三者委員の連絡先

〒426-0204 藤枝市時ヶ谷 1691

電話:054-644-5789 携帯電話:090-8130-9332 FAX:054-643-5890

### ★第三者委員の位置づけ

相談、要望、苦情解決にあたって社会性或客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を促進する為に設置しています。保護者の方から直接、相談、要望、苦情を申し出る事が出来、独立した第三者に調査をしてもらう事により、保育園の信頼回復を図ります。

## (22) 虐待防止のための措置

当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等の為、責任者を設置するような体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等措置を講ずるよう努める。
--